

見直し作業の結果公表＜検査検定制度＞

1．制度の名称（通称可）	工場で生産する浄化槽の型式認定制度
2．根拠法令	浄化槽法第13条
3．担当部署名	国土交通省住宅局建築指導課（設備係）
4．当該制度に係る過去5年間の制度改正状況	<p>(1)改正年度 平成12年度</p> <p>(2)改正内容 建築基準法に基づく型式適合認定等を取得した場合には、申請の際に添付図書を一部省略できることとした。</p> <p>(3)背景事情 規制緩和</p>
5．今回の見直し作業の結果	認定は国が行うが、民間機関（建築基準法に基づく指定認定機関等）による認定を受けている場合には、その認定結果を活用することとした。
見直し作業の実施方法	
5 - 1．国が関与した仕組みとして維持する必要があるかどうか	<p>(1)検討結果 維持する必要がある。</p> <p>(2)理由 浄化槽の製造については、極めて専門技術的なものであるのみならず、生活環境の保全等周辺の住民等をも保護対象としているため、国の関与が必要である。</p>
5 - 2．自己確認・自主保安を基本とした仕組み（自己責任を重視した考え方）への転換の状況	<p>(1)検討結果（選択式）</p> <p>a：自己確認・自主保安化を行った。</p> <p>b：第三者認証化を行った。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> c：国又は代行機関（指定検査機関等）による実施とした。</p>

	<p>(2)上記の説明</p> <p>型式認定事務については国が行っているところであるが、申請浄化槽が民間機関（建築基準法に基づく指定認定機関等）による認定等を受けている場合には、その認定結果を活用することとした。（平成13年3月に浄化槽の型式の認定に関する省令を改正）</p> <p>(3)理由</p> <p>民間機関において建築基準法に基づく認定等を受けている場合には、当該機関において既に審査済みである内容を活用することにより、申請手続きの合理化を図ることが可能となったため。</p>
5 - 2 . においてcを選択した場合	
指定検査機関等に検査の実施を委ねる仕組みとして、当該検査機関等として公益法人要件を課しているかどうか	<p>(1)公益法人要件の有無</p> <p>課していない。（建築基準法）</p> <p>(2)公益法人要件のあるものはその理由</p>
自己責任の考え方に基づいた仕組み（自己確認・自主保安化や、優良事業所等のインセンティブ制度を指すものとする。）とすることができないと判断した根拠等	<p>(1)根拠</p> <p>浄化槽は生活環境の保全等周辺の住民等をも保護対象としているため、自己確認・自主保安又は第三者認証にはなじまない。</p> <p>(2)仮に自己責任の考え方に基づいた仕組みとした場合にはどのような問題が生じることとなるかを明らかにし、かつ、どのような事後的措置を講じればこうした問題の発生に対処できると考えるか</p> <p>生活環境の保全等周辺の住民等をも保護対象としているため、事後的処理措置を前提に自己責任の考え方に基づいた仕組みとすることはできない。</p>
指定検査機関等の指定の条件の国際基準との整合性	<p>(1)指定基準（根拠法令条項名及びその概要。なお、写しを1部添付してください。）</p> <p>浄化槽の型式の認定については、国において認定を行っている。ただし、建築基準法に基づく指定等を受けた機関による認定等を受けた浄化槽については、申請図書の一部省略ができる。当該機関の指定基準は次による。 建築基準法第77の38（指定認定機関） 建築基準法第77条の54（承認認定機関）</p>

		<p>(2)指定基準の国際整合性（上記指定基準がISOガイドのどの条項に適合しているかについて項目ごとに説明）</p> <p>職員（第七十七条の四十二第一項の認定員を含む。第三号において同じ。）、設備、認定等の業務の実施の方法その他の事項についての認定等の業務の実施に関する計画が、認定等の業務の適確な実施のために適切なものであること。 4 - 2 - m、4 - 2 - k</p> <p>前号の認定等の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。 4 - 2 - h、4 - 2 - i</p> <p>法人にあつては役員、第七十七条の二十四号の国土交通省令で定める構成員又は職員の構成が、法人以外の者にあつてはその者及びその職員の構成が、認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 4 - 2 - n</p> <p>認定等の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 4 - 2 - 1、4 - 2 - o</p> <p>前各号に定めるもののほか、認定等の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。 4 - 2 - a</p>
5 - 3 . 基準の国際的整合化・性能規定化、重複検査の排除等		
	<p>国際整合化（基準の基礎（性能規定化している場合にあつては、参照基準）として国際規格を用いているか）。</p>	<p>行っている場合はその状況、行っていない場合はその理由と今後の見通しについて記載。</p> <p>該当する国際規格がない。</p>
	<p>性能規定化</p>	<p>行っている場合はその状況、行っていない場合はその理由と今後の見通しについて記載。</p> <p>平成10年の建築基準法改正により、性能規定化を行った（平成12年6月1日施行）。</p>
	<p>重複検査の排除等</p>	<p>検討結果及び背景説明について記載。</p> <p>該当なし。</p>